

令和4年ニセコ町告示第79号

「ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例」について、ニセコ町まちづくり基本条例第54条の規定に基づき公表し、意見を求める。

令和4年(2022年)11月28日

ニセコ町長 片山 健也

- 1 一部改正する条例名 ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例
- 2 一部改正する条例案 別紙(案)のとおり
- 3 一部改正の理由

介護予防と生活支援事業を行うための手数料について、適切にサービスを提供するための利用者費用負担の観点から、引き上げを実施することに伴い、条例を改正する必要があるため。

4 公表の期間等

① 縦覧の期間

と き 令和4年11月28日(月)から令和4年12月2日(金)まで
と ころ ニセコ町役場保健福祉課、ニセコ町ホームページ
ニセコ町民センター、ニセコ町社会福祉協議会

② 意見の受付期間等

と き 令和4年11月28日(月)から令和4年12月2日(金)まで
と ころ ニセコ町役場保健福祉課、ニセコ町ホームページ

5 提出された意見項目の公表等

と き 令和4年12月6日(火)
と ころ 町ホームページにおいて公表

※本縦覧に関するお問合せ先

所管課係：ニセコ町保健福祉課福祉係
担 当：係長 尾崎 文哉 不在時 主事 中川 卓哉
電 話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500
Eメール：fukushi-k@town.niseko.lg.jp
業務時間：8時30分～17時15分